

総務議題

サークル規約の文言修正や統一、追加、変更箇所のまとめ

松沢小サークルとは？

クラス、学年の枠を越えた同好の集まりで、OB・OG 地域の方も登録可能。

他校や他団体との交流試合や、PTA 行事の参加もできる。

＊子どもまつりブース出店、音楽会出演、遊びの宝島やその他の行事など、**必ず年1回は参加し、それらのサポートなどを行う。**

サークルを発足するには？

- ・サークル代表者は、現役の PTA 会員であること。
- ・部員は、活動ができる人数を集めること。（現役 PTA 会員5名を含むこと）
- ・年間の活動回数などの制約は無い。
- ・OB・OG 地域の方も登録が可能である。

サークル活動内の保険適応について

サークル活動中の事故やケガ・賠償については、PTA 会員については、保険が適応される場合がある。OB・OG 地域の方については、保険適応外となる。

→下線箇所 地域の方 文言追記

→赤字箇所を太字に変更

サークル活動の年間の流れ

年度初め（２年目以降）

- ① 総会后、サークル活動費を会計より受け取る。
- ② 活動収支報告書も受け取る。（年度末に提出）

→①波線箇所前の文言 ６月の を削除

年間を通して

- ① 部員の募集チラシを作成し、副校長の承認後、家庭数配布（任意）
- ② 自由に練習、他団体との試合、ミーティング、懇親会などの活動
- ③ 職員室横《サークルポスト》や、執行部、各委員会ポスト等を利用して、各機関と連携できる。
- ④ 代表者が変わる場合は、【サークル 新代表登録書】を記入し、総務に提出する。

年度末～新年度

- ① 活動収支報告書を記入し、会計へ提出する。
- ② 新年度のサークル活動費について、予算案希望書を会計に提出する。
- ③ 新年度の『サークル紹介のお知らせ』に載せる文を、総務から依頼が来たら、提出する。
- ④ 新年度のサークル代表者確認の依頼が総務から来たら、提出する。
- ⑤ 新年度のサークル部員名簿作成の依頼が総務から来たら、メールまたはPTAポストに提出する。

サークル活動費とは

サークル活動費は、サークル運営で必要な経費として使用できる。

PTA 会員一家庭につきひとりとして、活動費が支給される為、同一家庭で複数人所属しても活動費が増えることはない。

例)夫婦で所属しても活動費はひとり分のみ支給される。

年度末に活動収支報告書を会計へ提出するので、経費が発生した場合は、必ず領収書を保管しておく。

・領収書の宛名書きは「松沢小 PTA〇〇〇サークル」で記載する。

→水色マーカ 句点、文言の追加修正や統一。記載箇所の変更。